

令和5年度の公定価格等の額について

貴施設（事業）の令和5年度各月における1人当たり公定価格及び施設等利用給付費の額は、以下の表に記載のとおりです。
この内容により、令和5年度に貴施設（事業）を利用した教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者に対し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費及び施設等利用給付費の額に係る法定代理受領の通知（※1）をお願いします。
なお、額についてはR6.3.14現在の各施設の状況（利用子ども数、加算等の適用状況等）により算定しています。状況が変わった場合には額が変動する場合があります。

（※1）子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）及び第57条により、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、当該保護者に通知しなければならないこととなっています。

（単位：円）

1 公定価格の額

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育認定子ども (1号認定子ども)	満3歳児	160,580	208,260	208,260	205,860	205,860	205,860	205,860	142,620	142,620	205,860	205,860	214,360	
	3歳児	160,580	154,900	154,900	152,500	152,500	152,500	152,500	142,620	142,620	152,500	152,500	161,000	
	4歳以上児	142,960	137,280	137,280	134,880	134,880	134,880	134,880	133,810	133,810	134,880	134,880	143,380	
保育認定子ども (2・3号認定子ども)	標準時間 短時間	0歳児	205,350	205,590	205,520	205,460	205,400	205,340	205,320	205,260	205,150	205,120	205,120	209,070
			201,510	201,750	201,680	201,620	201,560	201,500	201,480	201,420	201,310	201,280	201,280	205,230
	標準時間 短時間	1・2歳児	118,800	119,040	118,970	118,910	118,850	118,790	118,770	118,710	118,600	118,570	118,570	122,520
			114,960	115,200	115,130	115,070	115,010	114,950	114,930	114,870	114,760	114,730	114,730	118,680
	標準時間 短時間	3歳児	68,730	68,970	68,900	68,840	68,780	68,720	68,700	60,060	59,950	68,500	68,500	72,450
			64,720	64,960	64,890	64,830	64,770	64,710	64,690	56,050	55,940	64,490	64,490	68,440
	標準時間 短時間	4歳以上児	51,570	51,810	51,740	51,680	51,620	51,560	51,540	51,480	51,370	51,340	51,340	55,290
			47,560	47,800	47,730	47,670	47,610	47,550	47,530	47,470	47,360	47,330	47,330	51,280

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,700	4,460	4,700	4,700	3,990	4,700	4,700	4,700	4,230	3,990	4,460	4,460
2号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700

- 各年齢区分において、子どもが在籍していない月についても1人当たり公定価格の額を記載しています。
- 月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合には、当該額を日割計算した額となります。
- 施設が代理受領した施設型給付費等の額は、この額から各支給認定保護者が負担した利用者負担額（保育料）を差し引いた額となります。

2 施設等利用給付費の額

施設等利用給付（2号・3号）認定子どもが預かり保育を利用した場合、月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）を上限に給付

幼稚園の預かり保育の無償化となる額（月額）	「450円×利用日数」と「実利用料」を比較して小さい額
-----------------------	-----------------------------